

輸出に取り組む事業者の皆様へ

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた 税制上の措置をご紹介します！

認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械・装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、**最大5年間の割増償却**ができます。
(機械・装置30%、建物・附属設備、構築物35%)

対象者

認定輸出事業者

※ 税制特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。

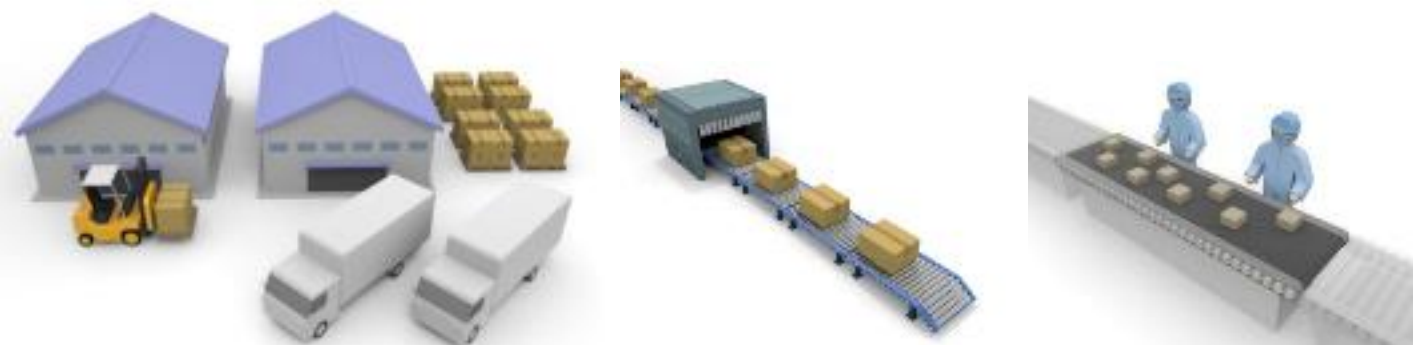
対象設備等

輸出事業に必要な機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物（計画認定後、令和8年3月31日までに取得等をしたもの）

※ 特例の適用には要件がございますので、輸出事業に必要な機械・装置、建物等の取得等を希望される場合は、地方農政局等にお気軽にご相談ください。

【 対象となり得る設備の例 】

- 輸出に取り組んでいくための増産に必要な設備
- 取引先からの要求への対応に必要な設備
- 流通過程での品質を確保するための設備 等



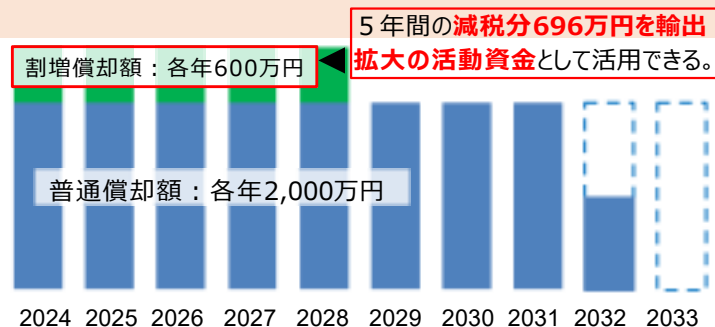
割増償却のイメージ、手続き、要件については裏面をご覧ください。

- 税制特例を利用するには**輸出事業計画の作成・認定が必要**です！
まずは最寄りの地方農政局等にご相談ください。

特例の適用イメージ

2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
 ※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円



特例の要件

① 導入した機械・装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと

③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと

④ 開発研究用資産ではないこと

※②、③以外の補助事業とは併用可能です

手続きのフロー図



お問合せ・ご相談先

	担当部署	お問い合わせ先
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8810
東北農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	022-221-6402
関東農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	048-740-5290
北陸農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	076-232-4233
東海農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	052-223-4619
近畿農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	075-414-9101
中国四国農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	086-230-4258
九州農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	096-300-6374
沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	098-866-1673